

介護報酬の地域区分の見直しについて（報告）

- ・国から第9期における地域区分について、経過措置適用自治体に意向調査がありました。
経過措置…報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することを可能とする措置
- ・介護報酬の地域区分については、厚生労働大臣が定める告示により規定
例 訪問介護 6級地の場合：10,420円 4級地：10,840円
5級地の場合：10,700円 3級地：11,050円
- ・令和6年度～令和8年度の地域区分は、今後社会保障審議会介護給付費分科会で議論
(参考) 近隣自治体の級地区分
6級地 富士見市 三芳町 川越市 4級地 志木市 朝霞市
5級地 ふじみ野市 3級地 さいたま市
- ・近隣の経過措置適用自治体等の意向

市町村	現行	最終的な設定値	9期の意向	国家公務員地域手当	地方公務員地域手当
富士見市	6% (6級地)	10% (5級地)		0%	10%
ふじみ野市	5級地 (完全囲まれ)	10% (5級地)	-	0%	12%
志木市	12% (4級地)	15% (3級地)	据え置き	15%	15%
和光市	12% (4級地)	16% (2級地)	据え置き	16%	16%
坂戸市	6% (6級地)	10% (5級地)	据え置き	10%	10%
東松山市	6% (6級地)	10% (5級地)	据え置き	10%	10%
鶴ヶ島市	6% (6級地)	10% (5級地)	据え置き	0%	10%
狭山市	6% (6級地)	10% (5級地)	据え置き	0%	10%

⇒市としては他市の動向を踏まえ、6級地の据え置きの意向で回答

メリット：被保険者の保険料負担の抑制

デメリット：介護保険サービス事業所の収入が増えにくい